



平成 26 年 12 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社メッツ
代 表 者 名 代表取締役社長 秋山 賢一
(コード番号:4744 東証マザーズ)
問 い 合 せ 先 取締役 総合企画部 部長 笠原 弘和
(電話番号:03-5733-5904)

訴訟の判決に関するお知らせ

当社が平成26年3月25日付「訴訟の提起に関するお知らせ」および平成26年4月3日付「訴訟の追提起に関するお知らせ」で公表した提起訴訟について、判決が送達されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

当社は平成 25 年 12 月 26 日に株式会社NL不動産（以下「NL不動産」）から東京都江戸川区中央・松江・大杉地区に存する不動産計 20 物件を平成 26 年 3 月 25 日付公表の売買条件にて、一括購入する不動産売買契約（以下「本契約」）を締結いたしました。しかし、本契約に先立つ平成 25 年 12 月 24 日に被告らは本件不動産の所有者代理人から本件不動産と他にも存在する不動産とを切り離して売却することはしないこと、また、中間金を支払った時点で本件不動産全体に対して抵当権を設定することはしないことを明言されていたことが判明しました。この事実により、NL不動産は当初より本件不動産の引渡債務を履行できないことが明らかであったにも関わらず、被告らは、あたかも売買契約の売主としての債務の履行ができるかのように振る舞い、当社と契約を締結し、当社に次の損害を被らせました。

①事業利益相当額の損害について

当社は、本件不動産について、NL不動産から購入後に、第三者に対して販売をする事業計画があり、本契約に基づき引渡しが見込まれる以前から、それを見越して、第三者に対する営業活動を行っていました。しかし、被告らの不法行為により、当社は本件不動産の引渡しを受けることができず、販売による事業利益相当額の損害を被りました。

②信用失墜による損害について

当社は、上記のとおり、第三者に対する販売のための営業活動のすべてが、本件不動産を仕入れることができないという理由で断念せざるを得なくなり、当社仕入資金の調達予定先であった金融機関、また、販売予定先へ多大なご迷惑をおかけし、物件が仕入れられないという理由での営業活動の断念は、当社の社会的評価、地位の低下につながり、損害を被りました。

③営業機会損失による損害について

年末年始から年度末に向けた繁忙期において、当社が本件不動産を販売するための営業活動にかけた労力、販売が不可能となった後における当社売却予定先へのお詫び行脚など、本来の営業活動にかけるべき時間と労力を奪われたことは営業機会を損失させるものであり、当社の事業に与えた影響は甚大であります。

当社は、本契約においてNL不動産に債務不履行があったため、本契約所定の違約金として、金

420,000,000 円をNL不動産およびNL不動産の 100%親会社で実質的に同一である株式会社太陽商会（旧 株式会社Now Loading）に請求するとともに、上記の行為がNL不動産、株式会社太陽商会の不法行為（民法第 709 条）に該当すること、および両社代表取締役である酒井勝一、中川哲也へ不法行為（民法第 709 条）、または取締役の第三者責任（会社法第 429 条 1 項）に基づき損害賠償請求し、その支払いを求めたものであります。

2. 訴訟の概要

(1) 当事者

原告：株式会社メッツ

被告：株式会社太陽商会（旧 株式会社Now Loading）、株式会社NL不動産および両社代表取締役である酒井勝一、中川哲也

(2) 訴求内容

不動産売買契約に基づくNL不動産の債務不履行による違約金請求および被告らの不法行為責任等に基づく損害賠償請求

3. 当該訴訟の判決があった裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成 26 年 11 月 28 日

4. 判決の内容

(1) 主文

- 1 被告株式会社太陽商会及び被告株式会社NL不動産は、原告に対し、連帯して 4 億 2000 万円及びこれに対する平成 26 年 3 月 21 日から支払済みまで年 6 分の割合による金員を支払え。
- 2 被告中川哲也及び被告酒井勝一は、原告に対し、連帯して 4 億 2000 万円及びこれに対する被告中川哲也は平成 26 年 3 月 29 日から、被告酒井勝一は同年 4 月 23 日から、各支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 3 原告その余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 5 この判決は、原告勝訴部分に限り、仮に執行することができる。

(2) 裁判所の判断（判決より抜粋）

- 1 違約金請求について、証拠及び弁論の全趣旨を総合すれば、請求原因事実を全部認めることができる。被告NL不動産および被告太陽商会に対する請求はいずれも理由がある。なお、損害賠償請求事件の同被告らに対する請求は、違約金請求と請求権競合の関係に認められることから、判断の限りでない。
- 2 損害賠償請求については、証拠及び弁論の全趣旨によって認められ、これによれば、被告中川及び被告酒井は原告に対し、会社法 429 条 1 項に基づく責任を負う。そして原告の被った損害額は、民事訴訟法 248 条を適用して、本件売買契約の約定違約金相当額である 4 億 2000 万円と認める。

5. 今後の見通し

当該訴訟判決により、当社は、NL不動産及び株式会社太陽商会に対する金 4 億 2000 万円の違約金請求権者、また、中川哲也並びに酒井勝一に対する 4 億 2000 万円の損害賠償金の請求権者となりますが、保守主義の観点により、本違約金及び損害賠償金については、現時点において、平成 27 年 3 月期業績予想値に

は織り込んでおりません。今後、本違約金及び損害賠償金の支払いが当社に対して行われることとなり、当社の業績予想に影響が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。ステークホルダーの皆様におかれましては、何卒一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上